

信州豊南短期大学公的研究費の不正防止計画

信州豊南短期大学は「研究機関における公的研究費の管理・監査のガイドライン（平成19年2月15日
文部科学大臣決定）」に基づき、公的研究費の適正な管理、運営を行うため、次の通り公的研究費の不
正防止計画を策定する。

区分	発生要因	対応する不正防止計画
①責任体制の明確化	管理、運営責任体制の根拠 規程がなく明確ではなかつ た。	学長を最高管理責任者、事務局長を統括管 理責任者とし、本学の公的研究費の不正使 用防止管理責任体制を明確にする。また、 これら責任体制を本学ホームページにて学 内外に公開する。
②執行に関する管理体制	あいまいな基準による管理 で、適正な運営判断が困難	規程を整備し、管理運営にかかわる教職員 に周知を図る。 1、公的研究費の管理監査に関する規程 2、使用ルール 3、不正防止計画 4、不正使用に係る調査手続等に関する規程 5、公益通報に関する規程
	1、物品費 発注者による納品・検収が 行われる等、公的研究費の 物品調達等の事務手続につ いて明確にする等の執行に 関する管理体制が整備され ていないと誤った解釈のま ま執行管理され、適切な会 計処理が行われないおそれ がある。	公的研究費の管理監査に関する規程第4条 に基づき、公的研究費の物品調達等の事務 手続の明確なルールを定め、各教職員に周 知徹底を行い、適正な公的研究費の執行管 理に 努め、「公的研究費使用ルール」の整備を 図り、ルールに基づき物品の検収業務等の 事実確認を確実に実施する。
	2、旅費 事前決済や事後決済の場合 があり、用務内容がわかり にくい場合もある。	「公的研究費使用ルール」に基づき、証拠 書類提出及び出張業務の事実確認を確実に 行う。
	3、謝金等 研究協力者の勤務状況を把 握しにくい場合もあり、不 正につながる恐れがある。	研究協力者の勤務状況管理を確実にを行い、 謝金支払いの事実確認を確実に実施する。
③コンプライアンスの徹底	公的資金に対する意識が希 薄になりがちとなる。	公的研究費に関する規程等に関する説明会 を全員が集まる教授会等終了後に実施し、 不正防止に関する意識の向上を図る。
④不正通報窓口の設置	通報を受け付ける窓口の未 整備、また通報者及び被告 発者を保護する等の体制が 未整備の場合不正使用のリ スクが増大するおそれがある。	公的研究費の管理監査に関する規程第12 条に基づき、通報窓口を設置するとともに、 公益通報に関する規程を整備。